

証券コード 3031
平成28年7月8日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目14番14号
株 式 会 社 ラ ク ー ン
代表取締役社長 小 方 功

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ平成28年7月22日（金曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年7月23日（土曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区神田神保町二丁目36番1号
住友不動産千代田ファーストウイング1階
ベルサール神保町アネックス
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第20期(平成27年5月1日から平成28年4月30日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第20期(平成27年5月1日から平成28年4月30日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役1名選任の件
 - 第3号議案 監査役2名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.raccoon.ne.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成27年5月1日から
平成28年4月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(平成27年5月1日～平成28年4月30日)におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和政策等により企業収益の回復や雇用情勢の改善が続く中、緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、中国経済の減速や原油安等への懸念の高まりから、年初から急激に円高・株安が進行いたしました。日銀によるマイナス金利導入による景気対策等はあるものの、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは「企業活動を効率化し便利にする」を経営理念に掲げ、各企業間取引のインフラサービス事業の事業規模拡大に努めてまいりました。また、平成28年3月29日には、東京証券取引所市場第一部へ上場市場を変更いたしました。今後も、業容の拡大と企業価値向上を図り、広く社会に貢献できる企業となるように努め、より多くの皆様のご期待にお応えできるよう邁進してまいります。

当連結会計年度における売上高は、Paid事業、売掛債権保証事業の売上高は順調に伸びましたが、EC事業の「スーパーデリバリー」の国内流通額が、当第1四半期会計期間から当第3四半期会計期間まで前期比割れた影響により、2,229,642千円(前期比8.4%増)となりました。

費用面におきましては、販売費及び一般管理費が全般的に低水準で推移いたしました。しかし、「スーパーデリバリー」の当第1四半期会計期間から当第3四半期会計期間までの流通額の前期比割れが影響した結果、営業利益は393,717千円(前期比17.1%増)となりました。営業外費用に、当第4四半期連結会計期間において株式市場変更に係る上場関連費用22,104千円を計上したこと等により、経常利益は367,760千円(前期比12.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は239,376千円(前期比18.7%増)となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

a. EC事業

EC事業におきましては、主力事業である「スーパーデリバリー」において、引き続き質の高い会員小売店及び出展企業を獲得した上で、客単価や稼働率の向上を図り、両者の継続した取引を拡大することで流通額を増加させていくことに取り組んでおります。

平成27年8月25日より開始している越境ECサービス「SD export」については、当第4四半期連結会計期間において、海外小売店・企業の利便性向上のために、新たな決済手段としてPayPal Pte. Ltd.が提供する決済サービス「ペイパル」を導入いたしました。この他、時間をかけても安価な輸送手段で配送してほしいというニーズに対応するために、日本郵便株式会社が提供する航空便と船便を導入いたしました。これらの取り組みにより、海外の会員小売店数、流通額ともに堅調に増加し、海外流通額（SD exportと国内販売向けサイトでの海外流通額の合算）は前期比60%以上増加いたしました。

国内流通額につきましては、当第1四半期会計期間、当第2四半期会計期間、当第3四半期会計期間と連続して、前期比割れが続いておりましたが、当第4四半期連結会計期間においては様々な施策により回復傾向が見られ、流通額が再びプラス成長となりました。ただし、第3四半期までの前期比割れの影響をカバーするまでには至らず、当連結会計年度における国内流通額は前期比割れとなりました。この結果、「スーパーデリバリー」の流通額は9,587,727千円（前期比0.6%増）となりました。なお、当連結会計年度末における「スーパーデリバリー」の経営指標は会員小売店数52,372店舗（前期末比8,002店舗増）、出展企業数1,138社（前期末比73社増）、商材掲載数559,272点（前期末比102,923点増）となりました。

「COREC」につきましては、引き続き知名度の向上及びユーザー（サプライヤーとバイヤー）の獲得に注力しております。ユーザーの獲得増加のために、提携先との相互送客の強化に取り組んだ他、平成28年3月15日より「COREC API」の提供を開始し、ユーザー各社が導入している販売管理、倉庫管理、会計管理等のシステムに自動でデータを取込むことができるようになりました。その結果、当連結会計年度末におけるユーザー数は5,903社となり、受発注件数も順調に増加しております。

この結果、EC事業の売上高は1,583,119千円（前期比2.3%増）、セグメント利益は223,130千円（前期比4.5%減）となりました。

b. Paid事業

Paid事業におきましては、加盟企業の獲得増加と獲得した加盟企業の稼働率の向上を図ることに取り組んでおります。加盟企業の獲得増加策として、企業向けにサービスを提供する企業との業務提携にも積極的に取り組んでおりますが、当連結会計年度においては、加盟企業の増加とともに、徐々に「Paid」の知名度が向上し、大手企業の加盟企業の獲得も増加いたしました。これにより、加盟企業数は当連結会計年度末には1,700社を超え、取扱高（グループ内の取扱高6,939,154千円を含む）は13,404,274千円（前期比27.7%増）となりました。

また、FinTech分野に関する最新の技術・サービスに関する情報収集を目的としてSBIインベストメント株式会社が設立・運営する「FinTechファンド」（正式名称：FinTechビジネスイノベーション投資事業有限責任組合）に対して出資を行いました。

この結果、Paid事業の売上高は352,770千円（前期比30.9%増）、セグメント利益は20,366千円（前期セグメント損失16,641千円）となりました。

c. 売掛債権保証事業

売掛債権保証事業におきましては、引き続き営業力強化に取り組むことで保証残高の拡大を図っております。また、順調に保証残高が積み上がっている事業用家賃保証サービスにおいては、利用者の獲得増加を図るため、保証内容を従来よりも手厚く使いやすいものにサービス内容を一部改訂いたしました。この結果、保証残高（連結グループ内の保証残高1,224,147千円を含む）は9,123,513千円（前期末比41.0%増）となり、売掛債権保証事業の売上高は666,644千円（前期比17.3%増）、セグメント利益は111,248千円（前期比50.7%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は82,416千円であります。

その主なものはソフトウェア開発及びソフトウェア購入による設備の増加73,856千円、並びに有形固定資産の購入による設備の増加8,265千円であります。

③ 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	300,000千円
借入実行残高	—
<hr/>	
借入未実行残高	300,000千円

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第17期 (平成25年4月期)	第18期 (平成26年4月期)	第19期 (平成27年4月期)	第20期 (平成28年4月期) (当期)
売上高 (千円)	1,806,868	1,932,178	2,056,268	2,229,642
営業利益 (千円)	181,238	247,644	336,177	393,717
経常利益 (千円)	176,557	248,629	327,626	367,760
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	133,939	123,445	201,659	239,376
1株当たり当期純利益 (円)	24.58	21.82	11.51	13.84
総資産 (千円)	2,837,612	3,228,375	4,327,123	4,969,086
純資産 (千円)	1,344,564	1,545,144	1,543,752	1,777,194
1株当たり純資産額 (円)	246.54	264.17	90.29	101.17
自己資本比率	47.3%	47.8%	35.6%	35.7%

- (注) 1. 平成25年4月12日開催の取締役会の決議に基づき、平成25年5月1日付で株式分割を行いました。第17期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 平成27年7月10日開催の取締役会の決議に基づき、平成27年8月1日付で株式分割を行いました。第19期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 従来、売上原価に計上していた商品仕入高について、第19期より、売上高と相殺して表示する方法（純額表示）に変更いたしました。そのため、第17期から第18期については遡及適用後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第17期 (平成25年4月期)	第18期 (平成26年4月期)	第19期 (平成27年4月期)	第20期 (平成28年4月期) (当期)
売上高 (千円)	1,507,420	1,565,706	1,653,432	1,754,919
営業利益 (千円)	125,910	142,048	234,677	260,519
経常利益 (千円)	145,156	173,714	249,878	252,783
当期純利益 (千円)	125,757	84,582	156,244	168,773
1株当たり当期純利益 (円)	23.08	14.95	8.92	9.75
総資産 (千円)	2,640,987	3,001,065	4,018,539	4,539,212
純資産 (千円)	1,218,272	1,379,990	1,333,182	1,496,021
1株当たり純資産額 (円)	223.36	235.91	77.95	85.14
自己資本比率	46.1%	45.9%	33.1%	32.9%

- (注) 1. 平成25年4月12日開催の取締役会の決議に基づき、平成25年5月1日付で株式分割を行いました。第17期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 平成27年7月10日開催の取締役会の決議に基づき、平成27年8月1日付で株式分割を行いました。第19期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 従来、売上原価に計上していた商品仕入高について、第19期より、売上高と相殺して表示する方法（純額表示）に変更いたしました。そのため、第17期から第18期については遡及適用後の数値を記載しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	事業内容
株式会社トラスト&グロース	300百万円	100%	売掛債権保証事業

(4) 対処すべき課題

①全社的な課題

新規事業の展開について

当社グループは、これまで企業間取引分野で事業展開することで企業価値を向上させてまいりました。今後も、当社グループの中長期的な成長を持続させていくためには、更なる収益基盤の強化及び事業領域を拡大していくことが課題であると認識しております。

この課題に対応するため、当社グループでは既存事業の事業成長とともに、新規事業にも積極的に取り組んでまいります。なお、新規事業の創出に際しては、常に事業相互間でのシナジー効果ないしはリソースの共有を意識した事業展開を行う方針です。

②EC事業

a. スーパーデリバリーの海外展開

「スーパーデリバリー」は、サービス開始以来、増収を続けておりますが、その成長スピードを上げていくことが課題であると認識しております。

この課題に対応するための施策の一つとして、これまで国内の小売店に限定していた取引を、海外の小売店にも拡張しております。日本製の商品や、日本で企画された商品は海外における人気が高いことから、海外展開を「スーパーデリバリー」の成長施策の一つとして位置づけております。今後、海外の小売店に対する流通額の増加を促進するために、戦略的な広告投資により集客を行い、また、利便性向上のためのシステム投資や仕組みの導入に努める方針です。

b. スーパーデリバリーの出展企業の確保と安定的な取引の拡大

「スーパーデリバリー」の中長期的な事業規模拡大には、新規の出展企業の獲得とともに、既存会員小売店との安定した継続取引の確保及び取引の拡大が課題であると認識しております。

この課題に対応するために、小売店からのニーズが高い出展企業の更なる獲得及び、出展企業1社の出品する商材掲載数の増加といったEC卸サイト媒体としての価値向上等に取り組み、さらに、会員小売店の購入客数や客単価、リピート率の向上といった稼働率アップを図る方針です。

③Paid事業

参加企業の拡大

Paid事業の事業規模拡大には、取扱高の増加が必要であり、そのためには、Paid内で取引を行う加盟企業とPaidメンバーを増加させることが課題であると認識しております。

この課題に対応するために、積極的かつ戦略的な広告投資による集客を行っていく方針です。また、獲得した加盟企業やPaidメンバーの利便性向上のためのシステム投資にも努める方針です。

④売掛債権保証事業

利益の安定性

売掛債権保証事業は、事業規模が小さく成長過程にあります。保証残高の水準もまだ小さく、売上高である保証料収入も少額であるため、1件あたりの保証履行による損失が利益に与える影響が大きいことが課題であると認識しております。

この課題に対応するため、保証先企業に対する審査基準を随時見直し、保証履行の発生を抑えるよう努める他、再保証の活用や、免責事項付の商品の提供等によりリスク分散に努めてまいります。一方で、更なる営業力の強化を図ることで、保証残高を積極的に積み上げ、保証料収入を増加し、1件あたりの保証履行による損失の影響を縮小するよう努める方針です。

(5) 主要な事業内容（平成28年4月30日現在）

事業区分	事業内容
E C 事業	「スーパーデリバリー」 アパレル・雑貨を取り扱う出展企業が全国の中小規模の会員小売店へ販売するための企業間取引（BtoB）サイトの運営を行っております。 「COREC」 業種を問わず、すべての企業間取引（BtoB）における受発注をWeb上で一元管理できるクラウド受発注ツールを提供しております。
P a i d 事業	取引先への請求から代金回収までを一括で請負い売掛金の回収を保証する決済サービスを提供しております。
売掛債権保証事業	企業の取引先に対する売掛債権を保証することで保証料を徴収し、当該売掛債権が支払い不能になった場合にあらかじめ設定した保証金額を企業に支払うサービスを提供しております。

(6) 主要な営業所（平成28年4月30日現在）

① 当社

本社：東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目14番14号

大阪支社：大阪府大阪市中央区南船場四丁目11番28号 Daiwa南船場ビル4階

② 子会社 株式会社トラスト&グロース

本社：東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目14番14号

大阪支店：大阪府大阪市中央区南船場四丁目11番28号 Daiwa南船場ビル4階

名古屋支店：愛知県名古屋市中区栄三丁目2番3号 名古屋日興証券ビル4階

九州支店：福岡県福岡市中央区天神一丁目15番5号 天神明治通りビル3階

(7) 使用人の状況（平成28年4月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
E C 事業	96名	2名増
P a i d 事業	8名	1名増
売掛債権保証事業	29名	1名増
合計	133名	4名増

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
104名	3名増	33.4歳	6.5年

(8) 主要な借入先の状況（平成28年4月30日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	125,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、平成28年3月29日付をもちまして、当社株式は東京証券取引所マザーズ市場から同取引所市場第一部に市場変更いたしました。

2. 株式の状況（平成28年4月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 37,411,200株
 (注) 平成27年8月1日付にて実施した株式分割（1株を3株に分割）に伴い、発行可能株式総数は24,940,800株増加しております。
- (2) 発行済株式の総数 18,312,300株
 (注) 1. 平成27年8月1日付にて実施した株式分割（1株を3株に分割）に伴い、発行済株式の総数は12,057,000株増加しております。
 2. ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は310,200株増加しております。
- (3) 株主数 5,704名
- (4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
小 方 功	5,219,700株	29.75%
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	750,600株	4.27%
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 9 ）	410,000株	2.33%
株 式 会 社 広 明 通 信 社	397,500株	2.26%
D E U T S C H E B A N K A G L O N D O N - P B N O N - T R E A T Y C L I E N T S 6 1 3 常 任 代 理 人 ド イ ツ 証 券 株 式 会 社	346,800株	1.97%
石 井 俊 之	332,000株	1.89%
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	288,100株	1.64%
今 野 智	248,100株	1.41%
株 式 会 社 S B I 証 券	165,000株	0.94%
山 口 泰 輔	128,700株	0.73%

- (注) 1. 当社は、自己株式を770,538株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成28年4月30日現在）

①平成23年7月8日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
820個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類と数
普通株式 738,000株（新株予約権1個につき900株）
- ・新株予約権の払込金額
1個当たり 712円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 62,100円（1株当たり 69円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 35円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成23年7月27日から平成31年7月26日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - I. 新株予約権者は、以下の(a)及び(b)に掲げる条件がすべて満たされた場合に、その翌日以降、新株予約権を行使することができる。
 - (a) 平成25年4月30日以降に終了する5連結会計年度における監査済みの当社連結損益計算書に記載の営業利益の金額が1度でも230百万円を超過した場合。
 - (b) 行使期間中において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が金112円を超過した場合。（ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合、取締役会により適切に調整される。）
 - II. 新株予約権者は、新株予約権の割当後、当社または当社の関係会社の役員、執行役員または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当該時点以降新株予約権を行使することができない。ただし、諸般の事情を考慮の上、当社取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
 - III. 新株予約権者につき相続が開始された場合は、新株予約権者の法定相続人（ただし、法定相続人が複数いる場合には、遺産分割または法定相続人全員の合意により新株予約権を取得すると定められた1名に限られる。）に限り、新株予約権者の権利義務その他の地位を承継することができる。ただし、承継者が死亡した場合には、その相続人は新株予約権を行使できない。
 - IV. 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、新株予約権を行使できない。
 - V. 新株予約権の一部行使はできない。

・当社社員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	553個	497,700株	3名
社外取締役	—	—	—
監査役	2個	1,800株	1名

(注) 1. 上記のうち、取締役1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

2. 平成27年8月1日付にて実施した1株を3株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

②平成26年11月13日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

3,215個

・新株予約権の目的となる株式の種類と数

普通株式 964,500株 (新株予約権1個につき300株)

・新株予約権の払込金額

1個当たり 603円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 49,500円 (1株当たり165円)

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額

1株当たり 83円

・新株予約権を行使することができる期間

平成29年8月1日から平成39年7月31日

・新株予約権の行使の条件

I. 平成29年4月30日以降に終了する5連結会計年度における監査済みの当社連結損益計算書に記載の営業利益の金額が1度でも625百万円を超過した場合に、新株予約権を行使することができる。

II. 割当日から新株予約権の行使期間が満了する日までの間に、いずれかの連続する5取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が1度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、上記Iの条件を満たしている場合でも、新株予約権を行使することはできない。

III. 新株予約権者は、新株予約権の割当後、当社または当社の関係会社の役員、執行役員または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当該時点以降新株予約権を行使することができない。ただし、諸般の事情を考慮の上、当社取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

IV. 新株予約権者につき相続が開始された場合は、新株予約権者の法定相続人(ただし、法定相続人が複数いる場合には、遺産分割または法定相続人全員の合意により新株予約権を取得すると定められた1名に限られる。)に限り、新株予約権者の権利義務その他の地位を承継することができる。ただし、承継者が死亡した場合には、その相続人は新株予約権を行使できない。

V. 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、新株予約権を行使できない。

VI. 新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	3,215個	964,500株	3名
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

(注) 平成27年8月1日付にて実施した1株を3株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年4月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小方 功	
取締役財務担当副社長	今野 智	管理部長 株式会社トラスト&グロース 取締役
取締役事業開発担当副社長	石井 俊之	Pa i d事業推進部長 株式会社トラスト&グロース 取締役
取締役	阿部 智樹	COREC事業推進部長
取締役	羽山 純	技術戦略部テクニカルディレクター
取締役	多喜田 二郎	
常勤監査役	佐藤 博	株式会社トラスト&グロース 監査役
監査役	中辻 一剛	中辻馬口公認会計士事務所 代表
監査役	小宮山 澄枝	小宮山澄枝法律事務所 所長 オリックス債権回収株式会社 取締役 国立研究開発法人土木研究所 監事

- (注) 1. 取締役 多喜田二郎氏は、社外取締役であります。
 2. 常勤監査役 佐藤 博氏、監査役 中辻一剛氏及び監査役 小宮山澄枝氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役 中辻一剛氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当社は社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 当事業年度後に生じた取締役の重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

氏名	重要な兼職の状況		異動年月日
	異動前	異動後	
石井 俊之	株式会社トラスト&グロース 取締役	株式会社トラスト&グロース 代表取締役社長	平成28年5月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	88百万円 (3百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	10百万円 (10百万円)
合 計	9名	99百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成25年7月27日開催の第17回定時株主総会において年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成25年7月27日開催の第17回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当該兼職先と当社との関係

- ・常勤監査役 佐藤 博氏は、株式会社トラスト&グロースの監査役を兼職しております。株式会社トラスト&グロースは当社の子会社であります。
- ・監査役 中辻一剛氏は、中辻馬口公認会計士事務所の代表を兼職しております。当該兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。
- ・監査役 小宮山澄枝氏は、小宮山澄枝法律事務所の所長、オリックス債権回収株式会社の取締役及び国立研究開発法人土木研究所の監事を兼職しております。当該兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。

② 当該事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（18回開催）		監査役会（18回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取 締 役 多 喜 田 二 郎	14回	100%	—	—
常 勤 監 査 役 佐 藤 博	18回	100%	18回	100%
監 査 役 中 辻 一 剛	18回	100%	18回	100%
監 査 役 小 宮 山 澄 枝	17回	94.4%	18回	100%

- (注) 取締役 多喜田二郎氏は、平成27年7月25日に取締役に就任しております。就任後は、開催された取締役会14回全てに出席しております。

- ・取締役会及び監査役会における発言状況
 1. 取締役 多喜田二郎氏は、これまでに培ってきた豊富なビジネス経験や実績に基づいた企業経営に係る幅広い知識を活かし、必要に応じて発言を行っております。
 2. 常勤監査役 佐藤 博氏は、総務・法務、財務分野等における豊富な経験と、財務・会計、知的財産権等の専門的な知識を活かし、必要に応じて発言を行っております。
 3. 監査役 中辻一剛氏は、公認会計士実務及び税理士実務を通じて培われた豊富な経験と、財務・会計等の専門的な知識を活かし、必要に応じて発言を行っております。
 4. 監査役 小宮山澄枝氏は、弁護士としての豊富な経験と専門的な知識を活かし、必要に応じて発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当 事 業 年 度 に 係 る 会 計 監 査 人 の 報 酬 等 の 額	20百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では企業行動規範及びより具体的な行動について定めた行動基準を策定し、代表取締役社長を中心として、繰り返しその精神を取締役及び従業員に対し伝えることで法令遵守があらゆる企業活動の前提であることを周知徹底する。

コンプライアンス・マニュアルを整備し、法令、定款及び企業倫理等、遵守すべき具体的な事項についての理解を深め、法令及び定款を遵守する体制を構築する。

代表取締役社長をコンプライアンス担当役員とし、法務担当者をコンプライアンス担当事務局とする。コンプライアンス担当事務局は、コンプライアンス・マニュアルの整備とともにコンプライアンスへの知識を深める研修等を実施する。

当社は、内部監査を通じて業務内容の事態を把握し、また、法令、定款及び各種社内規程に基づき業務の適法、適切な運営が行われていることを監査する。

当社の取締役及び従業員が法令遵守上疑義のある行為を発見した場合は、速やかに通報・相談する体制を構築する。また、この場合の通報・相談者が不利益な扱いを受けないこととする。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断・排除する。また、警察、弁護士等の外部専門機関と連携し組織的に対応する。

② 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款及び文書管理規程等の社内規程、方針に従って、文書（紙または電磁的媒体）に記録して適切に保管及び管理する体制を取る。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理体制については、管理部門を管掌する取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置してリスク管理の整備及び推進を行う。但し、個人情報管理については情報セキュリティ委員会において整備及び推進を行う。

経営上のリスク分析及び対策の検討については、代表取締役社長を議長とし、常勤取締役が出席する経営会議において行う。また、不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を中心とする対策本部を設置し、迅速な対応及び損害を最小限にとどめるよう努める。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定時取締役会を月1回、臨時取締役会を必要に応じて随時開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り、業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の業務執行状況の監督を行う。

常勤取締役が出席する経営会議を適宜開催し、取締役会の決議事項について事前審議を行う他、取締役会未済の経営の重要事項についての審議を行う。

職務執行に関する権限及び責任については、業務分掌規程、職務権限規程等の社内規程で定め、随時見直しを行う。

⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

a. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の取締役または監査役が子会社の取締役または監査役を兼務し、子会社の取締役会に出席することで業務上の重要事項等について報告を受ける。

b. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社においてリスク管理上懸念の事実が発見された場合、子会社の取締役及び監査役は、当社リスク管理委員会に報告する。当社リスク管理委員会が子会社から報告を受けた場合、事実関係を調査の上、必要な措置を講じる。

c. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の事業運営については「関係会社管理規程」に基づき、管理部が主管部署となって子会社の管理を行う。また、経営に関しては、子会社の経営の独立性等を尊重しながら、重要事項については当社の取締役会で審議を行う。

d. 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

代表取締役社長をコンプライアンス担当役員とし、経営企画部をコンプライアンス担当事務局とする。コンプライアンス担当事務局は、コンプライアンス・ガイドラインを整備し、法令、定款及び企業倫理等、遵守すべき具体的な事項についての理解を深め、法令及び定款を遵守する体制を構築する。

当社の内部監査担当者は、子会社の監査役や管理部門と連携し、子会社の管理状況及び業務活動についての内部監査を行う。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

内部監査担当者もしくは管理部の従業員が、必要に応じて監査役を補助することを社内規程において定める。

- ⑦ 前号の従業員の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項
監査役より監査役を補助することの要請を受けた場合、監査役を補助する従業員はその要請に関して取締役及び上長の指揮命令を受けない。また、当該従業員の任命、異動については監査役会の同意を必要とする。
- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び従業員が当社監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
監査役は、取締役会に出席する他、社内の重要な会議にも必要に応じて出席し、代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役から業務の執行状況について報告を受ける。
監査役は重要な決裁書類及び関係資料を閲覧し、必要に応じて当社及び子会社の代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役へ報告を求めることができる。
当社及び子会社の取締役及び従業員は、重大な法令または定款違反及び不正な行為並びに当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時は、遅滞なく監査役に報告する。この他、監査役はいつでも必要に応じて当社及び子会社の取締役及び従業員に対し報告を求めることができる。
- ⑨ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、前号の報告をした当社及び子会社の取締役及び従業員が、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な扱いも受けないことを保証し、報告者を保護する。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、取締役会に出席する他、社内の重要な会議にも必要に応じて出席し、代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役から業務の執行状況について報告を受ける。
監査役は、内部監査担当者と連携及び協力するとともに必要に応じて調査を求める。この他、会計監査人と定期的に意見交換を行う。
監査役が職務の執行につき生ずる費用の前払いまたは償還の手続等の請求をした場合は、監査役の請求に従い適時適切に当該費用の支払を行う。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制評価制度に適切に対応するため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し是正を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに対する取組みの状況

コンプライアンス・マニュアルを整備し、取締役及び従業員に対してコンプライアンスに関する研修を実施しております。また、問題の未然防止や早期発見を図るため内部及び外部に通報・相談窓口を設置し、速やかに通報・相談が可能な体制を構築しております。

② 取締役の職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組みの状況

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む取締役6名で構成され、社外監査役3名も出席しております。取締役会は、原則として毎月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催（当事業年度では18回開催）し、月次業績や業務執行状況の共有及び対策等の検討や業務執行に係る重要な意思決定の迅速化を図っております。

③ 当社グループにおける業務の適正の確保に対する取組みの状況

当社の取締役及び監査役は、子会社の取締役または監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席しております。子会社の取締役会で月次業績や業務執行状況の報告を受け、経営上の重要事項については、当社の取締役会で審議を行っております。また、当社の内部監査担当者が子会社の内部監査を実施し、子会社の業務の適正を確保しております。

④ 監査役監査の実効性の確保に対する取組みの状況

当社の監査役会は、社外監査役3名で構成され、原則として毎月開催の他、必要に応じて開催（当事業年度では18回開催）し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行っております。また、常勤監査役は取締役会の他に社内の重要な会議にも出席し、積極的に助言や提言を行っております。

連結貸借対照表

(平成28年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,615,162	流 動 負 債	3,087,850
現金及び預金	1,859,680	買 掛 金	2,047,038
売 掛 金	2,446,812	1年内返済予定の長期借入金	50,000
求 償 債 権	57,783	債権流動化に伴う支払債務	165,000
貯 蔵 品	183	未 払 金	45,332
前 払 費 用	199,934	未 払 法 人 税 等	85,303
繰 延 税 金 資 産	49,643	保 証 履 行 引 当 金	27,275
そ の 他	7,166	賞 与 引 当 金	39,792
貸 倒 引 当 金	△6,042	販 売 促 進 引 当 金	6,880
固 定 資 産	353,924	預 り 金	467,590
有 形 固 定 資 産	34,537	そ の 他	153,637
建 物	8,785	固 定 負 債	104,041
車 両 運 搬 具	0	長 期 借 入 金	75,000
工 具 、 器 具 及 び 備 品	25,752	資 産 除 去 債 務	2,772
無 形 固 定 資 産	252,012	そ の 他	26,268
ソ フ ト ウ エ ア	196,320	負 債 合 計	3,191,891
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	9,531	(純 資 産 の 部)	
の れ ん	44,550	株 主 資 本	1,774,672
そ の 他	1,610	資 本 金	821,382
投 資 其 他 の 資 産	67,373	資 本 剰 余 金	208,854
投 資 有 価 証 券	25,000	利 益 剰 余 金	944,462
敷 金 及 び 保 証 金	39,850	自 己 株 式	△200,026
繰 延 税 金 資 産	2,460	新 株 予 約 権	2,522
そ の 他	62	純 資 産 合 計	1,777,194
資 産 合 計	4,969,086	負 債 及 び 純 資 産 合 計	4,969,086

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年5月1日から
平成28年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,229,642
売上原価	377,926
売上総利益	1,851,715
販売費及び一般管理費	1,457,998
営業利益	393,717
営業外収益	
受取利息	333
受取配当金	2
受取手数料	5,103
雑収入	1,411
営業外費用	
支払利息	1,921
支払手数料	919
債権流動化費用	7,382
上場関連費用	22,104
雑損失	480
経常利益	367,760
税金等調整前当期純利益	367,760
法人税、住民税及び事業税	122,149
法人税等調整額	6,234
当期純利益	239,376
親会社株主に帰属する当期純利益	239,376

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年5月1日から
平成28年4月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	804,820	192,292	743,765	△200,026	1,540,852	2,899	1,543,752
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	16,561	16,561			33,123		33,123
剰 余 金 の 配 当			△38,680		△38,680		△38,680
親会社株主に帰属する当期純利			239,376		239,376		239,376
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						△377	△377
当 期 変 動 額 合 計	16,561	16,561	200,696	-	233,819	△377	233,442
当 期 末 残 高	821,382	208,854	944,462	△200,026	1,774,672	2,522	1,777,194

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲等に関する事項

連結子会社の数	1社
連結子会社の名称	株式会社トラスト&グロース

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。

(ロ) たな卸資産の評価基準及び評価方法

・貯蔵品

先入先出法による原価法によっております（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～15年
車両運搬具	2年
工具、器具及び備品	5～10年

(ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 保証履行引当金

保証債務の保証履行に備えるため、当連結会計年度末における将来の損失発生見込額を計上しております。

- | | |
|-------------|---|
| (ハ) 求償債権引当金 | 求償債権の貸倒れによる損失に備えるため、当連結会計年度末における将来の損失発生見込額を計上しております。 |
| (ニ) 賞与引当金 | 従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。 |
| (ホ) 販売促進引当金 | 販売促進を目的とするポイント制度により小売店に付与されたポイント利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。 |
- ④ のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。
- ⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 資産から直接控除した求償債権引当金
求償債権

179,486千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

35,768千円

(3) 保証債務

保証契約先から売上債権の保証の引受を行っており、下記保証債務残高は提供している保証枠の金額を記載しております。

保証債務残高

7,899,365千円

保証履行引当金

△27,275千円

保証債務残高（純額）

7,872,089千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1, 2	5,945,100	12,367,200	－	18,312,300
合計	5,945,100	12,367,200	－	18,312,300
自己株式				
普通株式(注)1, 3	256,846	513,692	－	770,538
合計	256,846	513,692	－	770,538

(注) 1. 当社は、平成27年8月1日付で1株につき3株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加12,367,200株の内訳は以下のとおりであります。

株式分割による増加 12,057,000株

新株予約権の権利行使による増加 310,200株

3. 普通株式の自己株式の株式数の増加513,692株は、株式分割による増加であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年7月25日 定時株主総会	普通株式	38,680千円	6.80円	平成27年4月30日	平成27年7月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成28年7月23日開催の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年7月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	78,937千円	4.50円	平成28年4月30日	平成28年7月25日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

区 分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計年度末残高 (千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 (親会社)	平成23年第3回新株予約権(注)1, 2	普通株式	405,000	643,200	310,200	738,000	583
	平成26年第4回新株予約権(注)1, 3	普通株式	321,500	643,000	—	964,500	1,938
合 計		—	726,500	1,286,200	310,200	1,702,500	2,522

(注) 1. 当連結会計年度の増加は、平成27年8月1日付株式分割(1株につき3株の割合)によるものであります。

2. 平成23年第3回新株予約権の当連結会計年度の減少は、権利行使によるものであります。

3. 平成26年第4回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、経営戦略に照らして、必要な資金を調達（主に銀行借入及び売掛債権流動化）しております。一時的な余剰資金については、主に銀行預金といった流動性の高い金融資産で運用し、利益を目的とした投機的な取引は原則として行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び求償債権や事業所の賃借に伴い支出した敷金及び保証金は取引先である顧客並びに預入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、経営戦略に係わる資金調達を目的としたものであり、返済完了日は最長で決算日後4年であります。

③ 金融商品に係わるリスク管理体制

(イ) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係わるリスク）の管理

売掛金については、債権管理規程に従い、管理部が取引先の入金状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理することでリスクの軽減を図っております。また一部債権については、信販、クレジット及び代金引換便を用いることで、さらなるリスクの軽減を図っております。

求償債権については、審査部が債務者の入金状況を定期的にモニタリングし、債務者ごとの期日及び残高を管理することでリスク軽減を図っております。

(ロ) 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、継続的なモニタリングを行っております。

(ハ) 資金調達に係わる流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新することで、手許流動性を維持し、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年4月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,859,680	1,859,680	－
(2) 売掛金	2,446,812		
貸倒引当金(※1)	△6,042		
	2,440,770	2,440,770	－
(3) 求償債権	57,783	57,783	－
(4) 敷金及び保証金	39,850	39,946	96
資産計	4,398,085	4,398,181	96
(1) 買掛金	2,047,038	2,047,038	－
(2) 債権流動化に伴う支払債務	165,000	165,000	－
(3) 未払金	45,332	45,332	－
(4) 未払法人税等	85,303	85,303	－
(5) 預り金	467,590	467,590	－
(6) 長期借入金(※2)	125,000	125,376	376
負債計	2,935,264	2,935,641	376

(※1) 売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金と合計して表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 求償債権

求償債権については、過年度実績に基づき算定した貸倒見積高を控除した回収見込額等を連結貸借対照表計上額としております。そのため時価は連結決算日における連結貸借対照表計上額に近似していることから、当該価額をもって時価としております。

(4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金は、主に本社及び事業所の賃貸借契約に伴い支払った敷金であり、時価の算定は、返還予定時期を合理的に見積もり、予定入居期間を算定した上で、回収可能性を反映した受取見込額を、退去までの期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値によっております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 債権流動化に伴う支払債務、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5)預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (6) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	金額 (千円)
保証債務 (※1)	7,899,365
投資事業有限責任組合への出資 (※2)	25,000

(※1) 保証債務については、市場性がなく、時価を把握することが困難と認められるため記載しておりません。

(※2) 投資事業有限責任組合への出資については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されており、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)
(1) 現金及び預金	1,859,680
(2) 売掛金	2,446,812

(注) 求償債権57,783千円、敷金及び保証金39,850千円に関しては、償還予定額が見込めないため記載を省略しております。

4. 短期借入金及び長期借入金の決済日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)
(6) 長期借入金	50,000	50,000	25,000

6. 1株当たり情報に関する注記

- ① 1株当たり純資産額 101円17銭
② 1株当たり当期純利益 13円84銭

(注) 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は、当連結会計年度に行いました株式の分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

貸借対照表

(平成28年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,942,351	流 動 負 債	2,939,149
現 金 及 び 預 金	1,459,429	買 掛 金	2,047,038
売 掛 金	2,441,000	1年内返済予定の長期借入金	50,000
貯 蔵 品	55	債権流動化に伴う支払債務	165,000
前 払 費 用	13,880	未 払 金	64,880
繰 延 税 金 資 産	20,440	未 払 費 用	21,061
そ の 他	8,226	未 払 法 人 税 等	51,223
貸 倒 引 当 金	△681	未 払 消 費 税 等	23,681
固 定 資 産	596,861	賞 与 引 当 金	25,363
有 形 固 定 資 産	33,229	販 売 促 進 引 当 金	6,880
建 物	8,785	前 受 金	12,103
車 両 運 搬 具	0	預 り 金	464,408
工 具 、 器 具 及 び 備 品	24,444	そ の 他	7,507
無 形 固 定 資 産	176,343	固 定 負 債	104,041
特 許 出 願 権 等	1,222	長 期 借 入 金	75,000
ソ フ ト ウ エ ア	165,202	資 産 除 去 債 務	2,772
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	9,531	そ の 他	26,268
そ の 他	387	負 債 合 計	3,043,190
投 資 そ の 他 の 資 産	387,287	(純 資 産 の 部)	
関 係 会 社 株 式	320,877	株 主 資 本	1,493,499
投 資 有 価 証 券	25,000	資 本 金	821,382
敷 金 及 び 保 証 金	39,287	資 本 剰 余 金	208,854
繰 延 税 金 資 産	2,059	資 本 準 備 金	177,799
そ の 他	62	そ の 他 資 本 剰 余 金	31,055
資 産 合 計	4,539,212	利 益 剰 余 金	663,289
		利 益 準 備 金	13,298
		そ の 他 利 益 剰 余 金	649,990
		繰 越 利 益 剰 余 金	649,990
		自 己 株 式	△200,026
		新 株 予 約 権	2,522
		純 資 産 合 計	1,496,021
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	4,539,212

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成27年 5 月 1 日から
平成28年 4 月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,754,919
売 上 原 価		345,946
売 上 総 利 益		1,408,972
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,148,453
営 業 利 益		260,519
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	310	
受 取 配 当 金	2	
受 取 手 数 料	5,103	
経 営 指 導 料	19,234	
雑 収 入	419	25,070
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,921	
支 払 手 数 料	919	
債 権 流 動 化 費 用	7,382	
上 場 関 連 費 用	22,104	
雑 損 失	480	32,806
経 常 利 益		252,783
税 引 前 当 期 純 利 益		252,783
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	78,833	
法 人 税 等 調 整 額	5,175	84,009
当 期 純 利 益		168,773

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年5月1日から
平成28年4月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 準 備 本 金	そ の 他 資 利 余 本 金	資 剰 余 合 本 金 計	利 準 備 益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 剰 余 合 金 計
						繰 越 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	804,820	161,237	31,055	192,292	9,430	523,765	533,195	
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	16,561	16,561		16,561				
剰 余 金 の 配 当					3,868	△42,548	△38,680	
当 期 純 利 益						168,773	168,773	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	16,561	16,561	-	16,561	3,868	126,225	130,093	
当 期 末 残 高	821,382	177,799	31,055	208,854	13,298	649,990	663,289	

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計		
当 期 首 残 高	△200,026	1,330,282	2,899	1,333,182
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行		33,123		33,123
剰 余 金 の 配 当		△38,680		△38,680
当 期 純 利 益		168,773		168,773
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			△377	△377
当 期 変 動 額 合 計	-	163,216	△377	162,839
当 期 末 残 高	△200,026	1,493,499	2,522	1,496,021

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(ロ) その他有価証券

・時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

・貯蔵品

先入先出法による原価法によっております（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

車両運搬具 2年

工具、器具及び備品 5～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

③ 販売促進引当金

販売促進を目的とするポイント制度により小売店に付与されたポイント利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	32,569千円
(2) 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	1,620千円
短期金銭債務	24,959千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

 営業取引による取引高

 売上原価

 営業取引以外の取引高

200,242千円

19,234千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 の株式数(株)
自己株式				
普通株式(注)	256,846	513,692	—	770,538
合計	256,846	513,692	—	770,538

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加513,692株は、株式分割による増加であります。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
未払事業所税等	5,110千円
賞与引当金	7,827千円
未払費用否認	5,113千円
販売促進引当金	2,123千円
貸倒引当金	210千円
一括償却資産	56千円
繰延税金資産（流動）小計	20,440千円
評価性引当額	—
繰延税金資産（流動）合計	20,440千円
繰延税金資産（流動）の純額	20,440千円
繰延税金資産（固定）	
減価償却超過額	2,579千円
資産除去債務	855千円
一括償却資産	25千円
繰延税金資産（固定）小計	3,461千円
評価性引当額	△855千円
繰延税金資産（固定）合計	2,605千円
繰延税金負債（固定）	
資産除去債務に対応する除去費用	545千円
繰延税金負債（固定）合計	545千円
繰延税金資産（固定）の純額	2,059千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.30%から平成28年5月1日に開始する事業年度及び平成29年5月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年5月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.62%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は1,599千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

7. 関連当事者との取引に係る注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高 (注3)
子会社	株式会社トラスト &グロース	所有 直接 100%	役員の兼任 債権保証	経営指導料の 受取 (注1)	18,500	未収入金	1,620
				保証料の支払 (被保証残高) (注2)	200,242 (1,224,147)	未払金	24,959
				ソフトウェアの 開発受託等 (注3)	13,147	未収入金	—

(注) 1. 経営指導料に関しては、毎期交渉の上決定しております。

2. 子会社である株式会社トラスト&グロースから債権の保証サービスを受けております。なお、被保証残高については、債権に対する被保証について平成28年4月30日現在の保証枠の金額を記載しております。

また、同サービスに対しては一般的な取引と同水準の保証料を支払っております。

3. 取引金額は、帳簿価格を基に決定しております。

4. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

8. 1株当たり情報に関する注記

① 1株当たり純資産額 85円14銭

② 1株当たり当期純利益 9円75銭

(注) 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は、当事業年度に行いました株式の分割が当事業年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年6月24日

株式会社ラクーン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 武 印
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 永田 立 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ラクーンの平成27年5月1日から平成28年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ラクーン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年6月24日

株式会社ラクーン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 武 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 永田 立 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ラクーンの平成27年5月1日から平成28年4月30日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年5月1日から平成28年4月30日までの第20期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について調査いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく表示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本報告書作成時点において重要な欠陥は認識していない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年6月24日

株式会社ラクーン 監査役会

常勤監査役 佐藤 博 ⑩

監査役 中辻 一剛 ⑩

監査役 小宮山 澄枝 ⑩

上記3名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第20期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金4円50銭、総額78,937,929円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年7月25日

第2号議案 取締役1名選任の件

取締役阿部智樹氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
あべともき 阿部智樹 (昭和54年10月21日生)	平成13年3月 当社入社 平成16年6月 当社セールスマネージメント部長 平成18年5月 当社経営企画室副室長 平成20年5月 当社事業企画部長 平成20年7月 当社取締役事業企画部長 平成21年5月 当社取締役社長室長 平成23年5月 当社取締役リテイルマネージメント部長 平成23年6月 当社取締役社長室長 平成24年5月 当社取締役社長室長兼SD統括本部長 平成25年5月 当社取締役マーケティング部長 平成26年1月 当社取締役COREC事業推進部長(現任)	121,000株

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 所有する当社の株式数は、平成28年4月30日現在のものであります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役佐藤 博氏及び監査役中辻一剛氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	なか 中 辻 一 剛 (昭和46年5月19日生)	平成9年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 平成13年4月 公認会計士登録 平成18年7月 勤業衆信會計師事務所（現勤業衆信聯合會計師事務所）台北事務所出向 平成22年8月 有限責任監査法人トーマツ帰任 平成23年10月 中辻馬口公認会計士事務所（現F P C会計事務所）設立 代表 平成23年12月 税理士登録 平成24年7月 当社社外監査役（現任） 平成28年6月 合同会社F P C設立 代表社員（現任） 平成28年7月 F P C会計事務所 パートナー（現任） (重要な兼職の状況) 合同会社F P C 代表社員 F P C会計事務所 パートナー	8,400株
※2	うえ 植 松 定 啓 (昭和39年2月28日生)	昭和61年4月 株式会社マルフル（現株式会社A O K I）入社 平成18年4月 同社経理部長 平成19年10月 株式会社MX（現株式会社A O K I）管理部長 平成20年4月 同社執行役 経理部長 平成21年10月 株式会社A O K I ホールディングス出向 平成22年4月 同社転籍 平成25年11月 株式会社A O K I出向（現任）	一株

(注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 所有する当社の株式数は、平成28年4月30日現在のものです。
4. 中辻一剛氏及び植松定啓氏は、社外監査役候補者であります。
5. 当社は中辻一剛氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き独立役員として指定する予定であります。また、植松定啓氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
6. 中辻一剛氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士実務及び税理士実務を通じて培われた豊富な経験と、財務・会計に関する専門的な知識を当社の監査に反映していただけるものと判断したためであります。なお、同氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
7. 植松定啓氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏がこれまで培ってきた財務・経理分野等における豊富なビジネス経験に基づく専門的な知識を当社の監査に反映していただけるものと判断したためであります。
8. 当社は、中辻一剛氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金100万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。なお、中辻一剛氏の再任が承認された場合には、当社は同氏との当該契約を継続する予定であります。また、植松定啓氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区神田神保町二丁目36番1号
住友不動産千代田ファーストウイング1階
ベルサール神保町アネックス
TEL：03-3263-1616



- 交通
- ・ 神保町駅「A2番出口」 徒歩2分(半蔵門線・新宿線・三田線)
 - ・ 九段下駅「5番出口」 徒歩5分(東西線・半蔵門線・新宿線)
 - ・ 水道橋駅「西口」 徒歩7分(JR線)
 - ・ 飯田橋駅「A2出口」 徒歩12分(JR線・有楽町線・南北線・大江戸線)

◎近隣の「ベルサール神保町」とお間違えのないようご注意ください。